

締約国に関する情報 C A	カナダ 一般情報	附属書 B 1 C A
国内官庁の名称	Canadian Intellectual Property Office (カナダ知的財産庁)	
所在地	50 Victoria Street, Gatineau, Quebec, Canada K1A 0C9	
郵便のあて名	The Commissioner of Patents, Canadian Intellectual Property Office, Place du Portage I, 50 Victoria Street, Room C-114, Gatineau, Quebec, Canada, K1A 0C9 (Courier J8X 3X1)	
電話番号	(1-866) 997 19 36 (カナダ及び米国用無料番号) (1-819) 934 05 44 (国際通話)	
電子メール	ic.contact-contact.ic@ised-isde.gc.ca	
オンラインサービス	https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01970.html (一般連絡)	
インターネット	http://www.cipo.gc.ca	
ファクシミリ装置	(1-819) 953 24 76, (1-819) 953 67 42	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない	
国内官庁は国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
カナダの国民及び居住者のための管轄受理官庁	カナダ知的財産庁又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
カナダが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	カナダ知的財産庁	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

C A	カナダ (続き)	C A
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>次を参照されたい： https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/payments-and-fees/methods-payment-accepted</p> <p>手数料の支払はカナダ・ドル建で行う必要がある。すべての支払には、国際出願番号、出願人の氏名又は名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。</p> <p>手数料は次のいずれかの方法によって支払可能である：</p> <ul style="list-style-type: none">－クレジットカード－小切手・為替－国内官庁が保有する依頼人預金口座への決済指示－銀行又は電信送金 <p>銀行送金又は電信送金を含むすべての手数料支払はReceiver General of Canadaを受取人とする。</p> <p>デビットカード支払は 50 Victoria Street, Place du Portage I, Room C229, Gatineau, Quebec 所在のC I P O本庁舎で知的財産書類の写しについて対面支払の場合に限り認められる</p> <p>銀行送金又は電信送金の場合には、カナダ知的財産庁の口座宛の送金に次の情報が要求される：</p> <p>銀行名：Fédération des caisses Desjardins du Québec 1 Complexe Desjardins, South Tower, 15th floor, Montréal, Quebec, Canada, H5B 1B3 SWIFT：CCDQCAMM Institution Number：815, Transit Number：98000 受取人名：033-25638 - ISED 受取人口座番号：MFI09704000815CAD0 Charges Field：“OUR” Field Description：Authorization number 033-25638</p> <p>処理遅滞を回避するために、すべての銀行送金には次の情報を含むことが推奨される：</p> <p>連絡先情報：連絡先の氏名及び電話番号、ID番号、預金口座番号、送金者のファイル番号 請求項目：補充／サービスの種類</p> <p>請求するサービスの特定を補助する目的で出願人は、 電子メール：ciofinanceandadministration- bpifinanceetadministration@ised-isde.gc.ca ファクシミリ：819-953-CIPO(2476)又は819-953-OPIC(6742) で銀行送金日及び受領書写しを国内官庁まで通知されたい。</p> <p>金融機関が課す取引手数料は出願人が負担することに留意されたい。出願人がこの点を考慮せず、取引手数料が送金額から差し引かれた場合、国内官庁は差額及び請求されたサービスに必要な正確な金額確認のために出願人に連絡の必要が生じる。国内官庁が手数料全額を受領した時点まで、手数料は支払われたものとみなされない。送金額から取引手数料が差し引かれた場合には、所定の手数料が期日までに不払とされる場合がある。</p>	

[次頁に続く]

C A	カナダ (続き)	C A
国際型調査に関するカナダの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>特許付与の後、出願人は、カナダ特許法第55条(2)及びカナダ特許規則第157条の規定により、国際出願の国際公開が英語又はフランス語でされた場合、国際公開後特許付与前までの期間について相当な補償金を請求する権利を有する。国際公開がそれ以外の言語でされた場合には、英語又はフランス語による国際出願の翻訳文がカナダで公表された時から補償金の請求をすることができる。</p>	
カナダが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
カナダが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	<p>願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。情報がPCT第22条若しくは第39条(1)に基づき適用される期間内、又は出願人がPCT第23条(2)若しくは第40条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を請求している場合には国内段階移行日までに提出されない場合、国内官庁は通知の日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。</p>	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	